

(別添4)

# 建築士資格に係る実務経験のあり方に関するヒアリング【回答票】

<b>団体名称</b>	日本建築学会		
ヒアリングシート枚数	/	1	1枚中
<b>役職</b>			
<b>氏名</b>			
<b>電話</b>			
<b>メール</b>			

**【基本的な考え方】**

平成20年の改正から10年程度経過し、建築士には、その独占業務たる設計・工事監理だけでなく、「建築物に係る総合的な専門家」としての役割も求められることとなっていることから、平成20年以前の扱いを参考に、関連制度や建築士の業務内容の変化に対応すべく、様々な観点を踏まえ、あるべき実務経験の対象を考えることとする。

**【記入にあたっての注意】**

①に記載のない、②の内容については、検討会において議論することができない可能性がございます。そのため、②の内容ごとに、ヒアリングシートを作成頂きますよう、御協力をお願い致します。

**①前回改正以降の建築士の役割・業務内容等の変化について**

1. 平成20年以降、建築士の役割・業務内容等にどのような変化がありましたか。  
できるだけ具体的に記述してください。(自由記述)

1) 「一級建築士」受験に必要な実務経験として、国土交通省告示第1033号の第1第2項の規定に基づいて大学院にインターンシップ及びインターンシップ関連科目が開設されるなど、大学・工業高校等の教員が、より設計の実務を踏まえて教育に携わるようになってきた。

2) 地方都市のまちづくりや都心部の大規模複合的都市開発など新たなニーズに対応したプロジェクトが増えており、立地適正化計画や都市再生特別地区など都市計画的手法と連携して進行するプロジェクトに建築士が参画する場面が増えている。加えて、プロジェクトが複雑化・多様化し建築士の業務が広がりを見せる中で、都市計画専門家などの立場からより密接に建築計画に関わる発注者支援業務等に建築士が従事する場面も増えている。

3) UNESCO-UIA建築教育憲章に規定されるように、アーキテクト資格の教育の要件として全日制5年以上の建築教育を前提とする潮流が主流化しつつある。資格につながる教育プログラム認証を行う機関が本質的同等性を相互認証する協定として2010年に発効したキャンベラ協定も、発足時メンバーの中国(NBAA)、韓国(KAAB)に加えて香港(HKIA)が正式加盟し、台湾(IEET-AAC)が暫定加盟を目指すなど、アジアにおいても建築教育を含む資格制度システムの国際通用性の重要度が増している。

2. 1で記述していただいた内容は、どのような社会の変化や要請に基づくものですか。  
できるだけ具体的に記述してください。(自由記述)

1) 前回の建築士法改正により、建築士資格に関連がする部分に限定し、大学での研究や教育など直接的な関連の薄いものは対象から除外された。

2) 少子高齢化の進行の中での地方都市のまちづくりにも新しいニーズが生じており、東京オリンピックに向けて東京都心部でも大規模な複合的都市開発プロジェクトが多く進行している。加えて、自治体や民間企業の発注形式などが多様化する中で、設計前業務として行われる発注者支援業務等も増加している。

3) グローバル化の進展は、単に人やモノの国境を超えた移動だけでなく、国という枠組みを超えた価値やルールの必要性を促している。建築家資格制度についても同様で、国や地域によって異なる制度の間に比較可能な枠組みを作り、その本質的同等性を担保することで、国際通用性を高めることが重要となっている。

**②建築士資格に係る実務経験の見直しの必要性・具体的に見直しが必要な内容について**  
(※①の内容に基づいてご回答下さい。)

3. 現行の建築士資格にかかる実務経験の問題点はどのようなことですか。  
できるだけ具体的に記述してください。(自由記述)

1) 大学等の建築教育については、実践的な側面を持つ設計演習科目や講義科目など建築士資格に関連する建築教育に従事していても、実務経験の対象として認められず、建築士試験を受験できない者がいる。

2) 各種の建築プロジェクトと連携した都市計画実務に従事していても、実務経験の対象として認められず、建築士試験を受験できない者がいる。

3) 2年間の実務経験について、そこで獲得されるべき知識や技術の内容が具体的に規定されておらず、その実施についての質保証の仕組みがない。(米国のように各科目/分野ごとに内容や時間を規定してログ管理を行って実務研修を実施しているケースもある。)また、従来は建築教育と実務経験の双方の実施による獲得目標の達成を試験で確認する仕組みとしているが、提案のように受験前に実務経験を課さないことには懸念がある。(多くの国では、試験あるいは大学での卒業審査で達成を確認する仕組みとしている。)結果として日本独自の仕組みに発展していくことは、国際通用性の面から懸念がある。

4. 建築士資格にかかる実務経験として現行に加えて、どのような業務を追加すべきだと思いますか。

理由と共に、具体的に記述してください。(自由記述)

1) 大学等での建築教育についても、大学・工業高校等で専任教員として建築教育に携わるものについては、実務経験として追加するべきである。

2) 各種の建築プロジェクトと連携した都市計画実務に従事するなど、建築士資格に関連する都市計画実務を行っている場合については、実務経験として追加するべきである。

3) 上述の問題点は実務経験対象となる実務の追加に関するモノではないので該当しない。

ご協力ありがとうございました。